

札幌市主催

「原状回復トラブルを減らすには？」 研修のご案内

参加
無料

札幌市消費者センターには、賃貸物件を退去する際の「原状回復」に関する相談が例年多く寄せられています。

そこで、札幌市では「原状回復トラブル」を未然に防止するため、下記のとおり研修会を実施することといたしました。

この研修会は、賃貸物件に関わる事業者様や団体等、幅広い分野の方々の受講を可能とし、札幌市内での「原状回復トラブル」を減らすため、賃借人、賃貸人の方々それぞれに役立つ知識を提供することを目的としています。

そのため、多くの事業者（団体）様にも受講いただければと思います。



札幌市消費者教育

イメージキャラクター

しろくま

<講義内容>

- ・札幌市の消費者センターに寄せられる相談の分析結果をもとに、トラブルの傾向を知ろう。
- ・「原状回復」に関わる法令等を踏まえ、賃貸人、賃借人間のトラブルを未然に防ぐ方法を考えよう。

講師

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体

消費者支援ネット北海道（ホクネット）

ホクネットHP：<https://www.e-hocnet.info/>

講師：弁護士 原 琢磨



原 琢磨

<ホクネットとは・・・>

平成22年（2010年）、道内で唯一、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受け、以後、不当な契約条項の使用や勧誘行為の中止を求める差止訴訟や申入れを行っています。

昨年10月20日、内閣総理大臣から全国4番目となる「**特定適格消費者団体**」に認定され、集団的被害回復手続を行うことが可能となりました。

今後は、消費者トラブルの未然防止のみならず、消費者の財産的被害の回復の場面でも活躍が期待されております。

裏面につづく

開催方法

＜研修はYouTubeで公開。いつでも、どこでも視聴可能＞

【開催方法】

研修はYouTubeで行い、受講希望者に一定期間、限定公開いたします。
(動画配信2月下旬予定)

※ 職場や自宅など、どこでもご自身の都合の良いタイミングで研修を受講できます。

【質問受付】

事前にご質問を受け付けます。回答は、研修動画内で行います。質問方法については下記のお申込み方法をご確認ください。

※ 全てのご質問にはお答えできませんのでご了承ください。



申込方法

①申込

メールで受講
申し込み。
(下記参照)

②受講メール受信

動画のリンクが掲載
されたメールが届き
ます。

③受講

メールに記載
されたリンク
の動画を視聴

お申込みは、下記メールアドレス宛に、件名「原状回復トラブル研修申込」と入力し、メール本文に下記の項目を入力してください。

- ・ 受講者名 ※個人で受講される場合は、お名前のみで結構です。
※事業者(団体)として受講される場合は、事業者(団体)名と受講される方のお名前をお願いします。受講者が複数でも代表者1名のお名前が結構です。
- ・ 質 問 ※研修に関係の無いご質問はお受けできません。

● 申込先メールアドレス：sapporoshohi@city.sapporo.jp

● 申込期限：令和4年2月21日(月)まで

※ お申込み後、上記申込先メールアドレスから動画のリンクを掲載したメールを送信しますので、受信許可の設定をお願いいたします。

なお、その際は、動画のリンクを掲載したメールを代表者様に送りますので、他の受講者へメールの転送をお願いいたします。

＜お問い合わせ先＞

研修に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

札幌市市民文化局市民生活部

消費生活課 担当：原・佐藤 ☎ 011-728-2111

